

令和6年度事業計画書  
養護老人ホーム 松寿園



社会福祉法人 黎明福祉会

## 第1章 安全と安心感のある園生活の確保

### (運営方針)

養護老人ホーム松寿園は、入所者の処遇計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練等により、日常生活ができるようにすることを目的とし、「愛、感謝、奉仕」を基本理念として「仕事は厳しく、職場は明るく、お年寄りには笑顔で」の園訓を運営の方針とする。

### (健康管理体制の充実)

入所者が安心して暮らせるように医療連携体制の充実、保健衛生知識の普及と啓発を図り、異常の早期発見・治療に努め健康管理と健康保持増進に努める。

#### 1. 医療・看護

- (1)年2回の定期健診及び2か月1回の体重測定、毎日の体温、血圧測定などを行い、異常の早期発見、早期治療により疾病の重症化予防につなげる。
- (2)入所時検診を実施し、一貫した健康管理を行う。
- (3)新型コロナウイルスをはじめとした、あらゆる感染症について感染症マニュアルによる対応を行い、感染症を予防すると共に感染拡大防止に努める。
- (4)週2回の園内診察及び退院時の医師の指示等を看護師によりの確に伝達する。
- (5)各種行事等における事故防止のための万全な体制を整える。

#### 2. 保健衛生・健康保持

- (1)看護師、栄養士による食事療法等の徹底指導を行う。(糖尿病、高血圧等)
- (2)入所者の残存能力保持のため各種クラブ活動を定期的実施する。
- (3)食中毒・伝染病予防等の啓発と指導を行う。
- (4)夕食前にカラオケ機器を活用し、口腔体操を実施し嚥下機能の維持向上を図り誤嚥等の防止に努める。

### (防災対策の充実)

入所者の生命と財産を守るため、消防法に基づき、宇城消防署及び地元消防団と連携をとり防災訓練を実施し、防災思想の啓発、普及に努める。

#### 1. 消防計画

- (1)消防計画内容の周知徹底を図る。
- (2)防火についてポスター等の掲示を行い、防火知識の啓発に努める。
- (3)発火源となりうる機器の清掃、点検を行い安全確保に努める。

#### 2. 訓練

入所者及び職員を対象とする反復した体験的な訓練を実施する。

- (1)消防計画に基づき夜間避難訓練等各種避難訓練を実施する。

### 3. 点検整備

消防計画に基づく各種設備の定期的な点検を実施する。

(1) 避難設備

(2) 消防設備

### 4. その他の事故防止

(1) 防犯対策について、警察との連携を密にし、警備体制の強化を図る。

(2) 台風及び地震災害について、職員による待機態勢を十分に整える。

(3) ショッピング及び日帰り旅行については、万全な体制を整え事故防止に努める。

## 第2章 明るく楽しい生活の出来る園生活の提供

(住みよい環境の創出)

### 1. 環境整備と保全

周囲の豊かな自然を生かした園環境整備のため、樹木の保存、園庭に季節の草花を植栽した花壇を整備し、憩いの場を提供する。

### 2. 利用者が安心して生活できる設備の整備

(1) 安全確保のため、園内施設の段差をなくすことに努める。

(2) 入所者相互の安心・安全を目的に、危険物等の持ち物検査を実施し、危険と認められる物は事務所で保管し必要に応じて受け渡しを確実に行う。

### 3. プライバシーの尊重

面会等に対する秘密を要するものには、面会場所及び環境に十分配慮する。

### 4. 潤いのある生活環境の創出

(1) 娯楽室や廊下等には、入所者の作品等を展示するなど、入所者の創意工夫による装飾を行う。

(2) 施設設備等の見直し及び改善を図る。

### 5. 居室の整理整頓・清潔の保持

日頃より居室の整理整頓及び清潔の保持に努める。特に要支援者・要介護者に対して支援を行う。

### 6. 洗面所・トイレ等の清潔

安全で使いやすいように整備改善を図るとともに、清潔で悪臭等が発生しないように努める。また、感染症予防に努める。

(人格の尊重と思いやりの心を基本とする処遇)

日々の処遇に当たっては人間性の尊重を第一として、思いやりのある心を基本とする。

職員との信頼関係のうえ樹立された個別処遇方針に基づき、入所者が潤いのある生活を送れるように支援の充実を図る。

#### 1. 円滑な入退所事務の実施

入所予定者が安心して入所できるよう、関係職員による事前面談を行うなど丁寧に説明を行い、園生活への不安解消に努める。また、入所者の退園に当たっては、退園後の不安解消に誠心誠意努める。

#### 2. 個別処遇の推進

- (1) 個々の入所者の心身の状態・性格・生活歴・家族状況等並びに個々のニーズを的確に把握し、適切な個別処遇方針を立てる。また、個別処遇方針は半年ごとに見直しを行い、入所者がその有する能力に応じた指導及び訓練を行う。
- (2) 入所者の自主性・自立性を尊重し、集団生活の制約内で可能な限り自由でのびのびとした生活を目指した処遇・支援を行う。
- (3) 円滑な日常生活を過ごすため、入所者間の人間関係の改善と思いやりの心の涵養を図る。
- (4) 入所者の日常生活において、画一的に規制、禁止している事柄を見直し、入所者のニーズにあった真の個別処遇計画となるよう検討を行う。

#### 3. 虚弱者及び生活の不安を抱える入所者の処遇

- (1) 相談・面接の充実を図るとともに関係職員によるケース会議をもって処遇、支援の的確化を図る。
- (2) 心身に障害を持つ入所者に対する支援体制の充実を図る。
- (3) 日常の観察により心身の健康状態の把握に努め変化があった場合に必要な介護サービスの提供を受けられるよう関係職員・機関と連携し、迅速かつ的確な対応を行う。
- (4) 虚弱化の防止と生活の活性化を図るため、行事レクリエーション活動への参加を促し、自立への支援を促進する。

#### 4. その他

入所者の自主性・自立性を支援するため、生活の質の向上に努める。

### 第3章 豊かな食生活の実現にむけて

健やかで豊かな高齢期を過ごすためには、食生活の果たす役割はきわめて大きい。食事は、園で生活する入所者の楽しみの一つである。健康を維持、増進するために、栄養的に十分考慮された食事であるとともに、美味しく、楽しく、季節を感じられるように心がける。また、ニュークックチルシステムを導入し、個人に見合った質の高い食事サービスを提供する。

#### 1. 食事内容の充実

- (1) 入所者の嗜好を取り入れた食事を提供する。
- (2) 入所者が食べやすい調理の工夫をする。

- (3) 充実した適温給食の提供を心がける。
  - (4) 喫食率向上のための工夫を行う。
  - (5) 調理の標準化・マニュアル等の作成をする。
2. 入所者ニーズの把握
- (1) 給食委員会で利用者の要望を把握する。
  - (2) 必要に応じ（年数回）アンケート調査を行う。
  - (3) 食事時間に食堂巡回を行う。
  - (4) 喫食・残食状況調査を行う。
3. 衛生管理の充実
- (1) 厨房内は常に清潔の保持に努め、食器類についても清潔と消毒の励行に努める。
  - (2) 食中毒予防のための衛生意識の向上を図る。
  - (3) 感染症予防マニュアルを遵守する。

## 第4章 生き生きとした園生活（生きがい対策）の提供

（余暇活動の充実・入所者の自主性の尊重と支援）

### 1. 行事

- (1) 入所者の要望に沿った行事計画作成及び実施。
- (2) 各係との連携・疎通を緊密にし、内容の充実を図る。
- (3) 入所者の高齢化、虚弱化等を考慮し全員が参加できる行事を立案する。

### 2. クラブ活動

- (1) 入所者の自主性を尊重した活動運営を行う。
- (2) 入所者にクラブ活動への積極的参加の呼びかけを行う。
- (3) 入所者の自主的なサークル活動の支援育成を行う。
- (4) 健康維持のため、毎日の体操と散歩を奨励する。

### 3. 誕生会の開催

2か月1回入所者の誕生会を開催する。余興を交えた楽しい交流の場とし誕生会にふさわしい行事食を提供する。

### 4. ふれあい農園

生活の質の向上と入所者と職員とのふれあいの場として「ふれあい農園」の拡充を図る。

### 5. 就労対策

個別に合った施設内の軽作業等を奨励する。

（家族・地域との交流、施設開放の促進）

### 1. 家族等との密接な連携の強化

利用者にとって家族はかけがえのないものであり、良好な家族関係は入所者に心の安ら

ぎを与えるものである。入所者が家族と安定した交流ができるよう支援する。

- (1) 入所後、環境の変化になじめなくて危機状態になり精神的衝動から心理的に不安定な行動や行為が現れたときは家族を交え十分な話し合いを行う。場合によっては、外泊等の協力要請など入所者の危機回避を早期に実施する。
- (2) 入所者の疾病に関連して、入所者の希望する病院への通院・入院に関する付き添い等が必要な場合、家族に協力を依頼する。
- (3) 各種行事をご家族並びに身元引受人へ案内し参加を促す。

## 2. 家族等との交流の体制づくり

- (1) 関係機関の協力を得て、家族状況の実態把握に努める。
- (2) 四半期ごとに広報誌「ほうよう」を配布し入所者・家族・職員間の相互理解を深め親睦を図る。

## 3. 地域との交流・地域への施設開放

施設の行事への地域住民の受け入れや、入所者の地域行事への参加により地域住民との交流を促進する。また、実習生やボランティアの受け入れ、保育園児の慰問等を通じて若い世代との交流を行う。施設については、可能な限り地域への施設開放に努める。

## 4. 地域で食事が困難な方への支援

地域の方から配食利用希望の申込がある場合は、積極的に希望に応じることとする。

# 第5章 運営体制と職員研修

園内諸会議、各種委員会の活動を通じて処遇に係る諸計画を作成し、計画達成のための方策を検討し、さらにその見直しや改善を行う。

(運営体制の充実)

## 1. 園の円滑な運営や処遇目的達成のため、次の会等を置き改善及び支援を推進する。

なお、要綱等については、別に定める。

- (1) 職員会議
- (2) 職員朝会（毎日）
- (3) 処遇検討会（半年ごと）
- (4) 献立検討会（毎月）
- (5) 事故発生防止及び対策委員会（毎月）
- (6) 感染症・食中毒予防対策委員会（3か月1回）
- (7) 身体拘束廃止委員会（3か月1回）
- (8) 虐待防止委員会及び虐待防止研修会（3か月1回）
- (9) 定例会（毎月）
- (10) 行事検討会
- (11) その他必要に応じ開催

## 2. 職員の研修と自己啓発

老人福祉の原点に立ち、多様なニーズに応えるため、職員研修の充実を図る。

- (1) 各職種別研修には自己研鑽のため積極的に参加する。
- (2) 宇城市が主催する研修、講演会に参加する。
- (3) 二施設研修会、行事等については積極的に参加する。
- (4) 諸問題解決のための図書の充実を図る。
- (5) 職務に関連する諸資格の取得に向けて努力する。

### 3. 職員の自覚

職員は福祉施設の従事者としての自覚をもち、入所者には敬愛の念を持って適切な処遇をする。また、職員相互については、緊密な連携とチームワークにより業務を遂行し、効果的かつ効率的な処遇を図る。

### 4. 園の行事計画

園の行事計画の遂行に邁進する。なお、計画の見直しを行い適正かつ効率的な計画の充実を図る。

### 5. 消防計画

消防計画については、常に消防意識あるいは避難誘導が円滑にできるような体制作りを推進する。

## 附則

この事業計画は令和6年4月1日より適用する。